

金沢南デイサービスセンターのご案内

(令和7年4月16日現在)

事業所名	医療法人社団仁智会 金沢南デイサービスセンター		
事業の種類	通所介護事業 総合事業	介護保険事業所番号1771300264	
事業所の所在地	石川県野々市市蓮花寺町79番地1		
事業所連絡先	076-227-5777	管理者	能口 優美
運営方針	【通所介護事業、総合事業（通所介護相当サービス）】 事業所の従業者は、要介護者（要支援者・事業対象者）の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行います。事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。 【総合事業（緩和型サービス）】 事業所の従業者は、利用者の心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援を行うことにより、利用者の生活機能の維持又は向上を目指します。事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、適切なサービスの提供に努めます。		
サービス内容	【通所介護事業、総合事業（通所介護相当サービス）】 生活指導（相談援助等）、機能訓練（日常動作訓練）、介護サービス（移動や排泄の介助、見守り等のサービス）、介護方法の指導（家族介護教室）、健康状態の確認、送迎、給食サービス、入浴サービス等 【総合事業（緩和型サービス）】 生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認、利用者に必要な日常生活上の世話及び機能訓練等		
実施単位数	1単位	利用定員	40名【総合事業（緩和型）は15名。但し白山市は通所介護定員から通所介護(通所介護相当サービス含む)利用者数を除いた人数】
営業日、営業時間	営業日 月曜日から金曜日までとする。 休日は土・日曜日、1月1日から1月3日とする。		
	営業時間 午前9時30分から午後5時30分までとする。但し、延長利用を希望する方への対応時間は、午前8時00分から午前9時30分まで及び、午後5時30分から午後7時30分までとする。		
通常の事業の実施地域	金沢市、白山市、野々市市、川北町 （総合事業は事業所が指定を受けた市町村のみ実施可能です。詳しくはご相談下さい。）		
従業者の種類、員数	【通所介護事業、総合事業（通所介護相当サービス）】 ※非常勤を含みます。 管理者1名（兼務）、生活相談員2名（2名兼務）、看護職員2名、 介護職員14名、機能訓練指導員2名（1名兼務） 【総合事業（緩和型サービス）】 ※各市町村の定めた基準に基づき配置しています。		



医療法人社団

仁智会

金沢南デイサービスセンター

緊急時等の対応方法		サービスの提供を行っているときに利用者の病状が急変した場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行うなどの必要な措置を講じる。
苦情相談窓口		担当者 管理者 能口 優美 （連絡先 076-227-5777）
第三者評価実施状況		実施無
秘密保持		- 事業所の従業員は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族等の秘密を第三者に漏らしません。 - 事業者は、事業所の従業員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族等の秘密を漏らすことがないように、必要な処置を講じます。 - 事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族等の個人情報を用いる場合は当該家族等の同意を、あらかじめ文書により得る。
利用料	保険対象 (サービス費用の1割※)	【通所介護事業】 1日あたり（サービス提供時間は6時間以上7時間未満） 要介護1：584円 要介護2：689円 要介護3：796円 要介護4：901円 要介護5：1,008円 個別機能訓練加算（Ⅰ）イ：56円/日 入浴介助加算（Ⅰ）：40円/日 サービス提供体制強化加算（Ⅰ）：22円/日 科学的介護推進体制加算：40円/月 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）：1か月あたりの合計金額（保険対象分）の9.2% その他、入浴加算、栄養スクリーニング加算を徴収するなどして、利用料が異なる場合がありますので詳しくはご相談下さい。
	※2割負担の方は2倍、 3割負担の方は3倍 の金額となります。	【総合事業（通所介護相当サービス、緩和型サービス）】 各市町村により異なります。詳しくはご相談下さい。
	その他の費用	1 食 費：700円（昼食1食につき） 2 洗濯 代：100円（1点につき） 3 ご希望により提供する教養娯楽費：利用者負担説明書別紙 参照
	支払方法	窓口での現金払いを原則とします。ご都合が悪く、銀行振込等でお支払される場合は、振込手数料をご負担いただきます。
サービス利用に当たっての留意事項		- 事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講じる。 - 事業者は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。